



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

NO.362 村上市仲間町334
村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

2020/3/30

雇用保険料率は変更ありません

令和2年4月からの雇用保険の料率は、下記のように
令和元年度と変更はありません。
給料計算時には、忘れずに表の料率で計算しましょう。

事業の種類	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業 (2年度)	3/1000	6/1000	9/1000
(元年度)	3/1000	6/1000	9/1000
建設の事業 (2年度)	4/1000	8/1000	12/1000
(元年度)	4/1000	8/1000	12/1000

令和2年4月1日から、すべての雇用保険被
保険者について、雇用保険料の納付が必要にな
ります。高年齢労働者(満64歳以上)の雇用
保険料は免除されていましたが、他の雇用保
険被保険者と同様に65歳以上の従業員も4
月から保険料の納付が必要となります。

雇用保険被保険者を 雇用する事業主の方へ

雇用する事業主の方へ

なんでも相談会 消費税納税相談会

今回の申告で、消費税納税額が多額で、
払いきれず納付に大変な方、お困りの方は、
相談会を開催しますのでご参加ください。
払いたくても払えず、滞納している方が増
えています。払えない税金は、「換価の猶
予」などを申請すれば、納税の延期や分割
納付が認められます。

そのほか困っていること、相談したいこと、
どんなことでもお気軽にご相談ください。

※相談希望者は、事前に民商へ連絡を。

日時 3月26日(木) 午後3時から
会場 民商事務所

労働保険

年度更新手続のお知らせ

◆年度更新の対象となる会員さんには、中
条民商から案内文書が届きます。
◆労働保険の新規加入を受付しています。
労災保険は、事業主や大工、左官などの
一人親方等及びその家族従事者は、申請
により特別加入できます。
申し込み希望者は、事前に民商へ連絡を
お願いします。

日時 4月10日(金)
午後1時30分から
午後3時まで
会場 民商事務所



申告所得税・個人消費税申告 納付期限延長のお知らせ

◆納付書で現金納付する方
所得税 4月16日(木)まで
個人事業者の消費税 4月16日(木)まで
◆口座振替納税をしている方
所得税 5月15日(金)
個人事業者の消費税 5月19日(火)

期限内に忘れずに納付しましょう。
口座振替の方は残高の確認を。
納付を怠ると延滞税が加算となります。

4月の無料法律相談

日時 4月16日(木)

午前10時30分

会場 村上民商事務所
新潟中央法律事務所

弁護士 小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 4月13日(月)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。